

医療 ADR あっせん人・仲裁人候補者

ふりがな ふじた きんや 氏名：藤田 謹也	写真
事務所：藤田謹也法律事務所	
所属会：東京弁護士会	

主 な 経 歴
平成 22 年 10 月 東京生まれ 昭和 45 年 3 月 中央大学法学部卒業 昭和 53 年 3 月 司法研修所卒業（30 期） 昭和 57 年 4 月 東京弁護士会 医療過誤法部設立 同年より現在に至るまで医療過誤法部会事務局長、医療過誤法部会部長、東京弁護士会司法修習生への医療過誤事件研修の講師など
医 療 機 関 側 ・ 患 者 側 の 別
医療機関側 ・ 患者側
あっせん人・仲裁人からのメッセージ
年間の医療事件の処理数は、多くはありませんが、医療過誤事件をほとんど間断なく手掛けて約 40 年になり、その間、1 件 1 件、コツコツと事件の処理をしてきました。医療 ADR の場合、高度に専門的な知識を要する医療事故の原因究明の側面と被害感情の宥和による早期解決の側面が対立する場面が考えられますが、そのどちらかに重点を置くのではなく今までの医療事件の経験を駆使して医療事故の原因となるべき事実の概要を把握しつつ医療関係者及び患者並びに遺族等の精神的なケアを考慮して双方が納得しうる最善の解決策を探るべきだと考えます。

[2024 年 1 月現在]